

こどもの病気対策法^{①48}

— ワクチン先進市の津久見市と接種間隔の改正 —

大分大学客員教授 是松聖悟

津久見市における子どもの予防接種の公費助成は、全国からも注目されている素晴らしい取り組みです。子どものワクチンの全てに市の公費助成がある津久見市のような市区町村は全国的に稀であることとを、津久見市の皆様はご存知でしょうか？ワクチンを接種せずに罹患した場合、どんなに早く医療機関を受診しても有効な治療法がないこともご存知でしょうか？

そのワクチンの接種間隔規定が2020年10月に改正されました。これまで、生ワクチン接種後は27日以上、不活化ワクチン接種後は6日以上、次のワクチン接種はできなかつたのですが、今回の改正にて、異なるワクチンを接種する場合の注射の生ワクチンと注射の生ワクチンの間隔が27日以上とだけになりました。もちろん、同じワクチンを接種する場合の間隔は従来通りです。

注射の生ワクチンは麻しん風しん混合ワクチン、水痘ワ

クチン、おたふくかぜワクチン、BCGですので、他の組み合わせであれば、同日接種はもちろんのこと、極端なことを言えば毎日接種しても良いことになります。その変更は副反応が心配になる方もおられるかもしれませんが、これは世界基準にそろえたもので、世界ではずいぶん前から当たり前にしていました。

ワクチン後進国であった日本では、予防接種で救える命を多く失ってききました。その反省をもとにした子どもの命を救うための改正です。ただし、毎日予防接種をしましうと言っているわけではありません。保護者の仕事の都合などで、適切な予防接種が行えなかつた子どもへの接種機会を増やすことが目的です。

日本におけるワクチン先進市である津久見市民の特権を利用して、子どもを守りましょう。

ワクチンの接種間隔変更の5つのポイント

- ・これまで、生ワクチン接種後は27日以上、不活化ワクチン接種後は6日以上、次のワクチン接種はできなかつた規定が改正された。
- ・異なるワクチンを接種する場合、注射の生ワクチンと注射の生ワクチンは、27日以上の間隔を空ける必要がある。
- ・その他の組み合わせであれば、接種間隔の制限はなくなった。
- ・同じワクチンを接種する場合の間隔は従来通り。
- ・この変更は世界基準にそろえたものである。

